

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 23 回 総 会

平成29年1月6日

第23回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年1月6日(金)

午後3時～

場 所 ホテル瀬流荘 会議室

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

須 崎 誓 晤 栗 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美

大 橋 秀 行 山 口 政 高 辻 本 浩 規 福 岡 淳 史

浦 坪 昇 小 瀬 功 福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) なし

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第4条許可審議の件

第3号議案 農地法第5条許可審議の件

2. その他

議 長 皆様、新年明けましておめでとうございます。

新年早々皆様にはお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、昨年4月1日から施行されました改正農業委員会法に基づく農業委員会の新制度への移行につきましては、三重県内の29市町の農業委員会のうち、3市3町の農業委員会が既に新体制に移行しております。更に、8月までには14市町の農業委員会が新体制に移行することになっております。我々農業委員におきましても、来年の3月末の任期満了まで1年3カ月を残すのみとなり、平成30年4月からは新しい制度の農業委員会に移行することになります。

この改正法に基づいた新しい制度では、農業委員の選出は、市長が議会の同意を得て任命する方法に変更になったり、また、定数も現在の25人から、上限14人になります。そして、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を新たに設けることになります。

これらの新体制への移行に向けて、事務局では今年中には準備を進めなければなりません。委員の皆様にも色々ご協力をお願いすることもあるかと思っておりますので、その節はよろしく願いいたします。

本日は、総会終了後、三重県農業会議から講師をお迎えして振興部会主催による農業委員研修会もごございますので、農業委員会活動等についてのお話を聞かせていただきながら、今後の農業委員の業務や役割についての認識を深めてまいりたいと思います。

長くなりましたが、本年も引き続き農業委員会業務の推進にご尽力賜りますようよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は25名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第23回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、2番浦坪委員、23番小瀬委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第23回総会総括表、3条所有権の移転は、2件で田1,632㎡、畑7

2 2 m²、計 2, 3 5 4 m²でございます。4 条は 1 件で、畑 2 4 2 m²、計 2 4 2 m²でございます。5 条所有権の移転は 5 件で、田 3, 3 3 4 m²、畑 1, 0 0 6 m²、計 4, 3 4 0 m²でございます。5 条賃貸借権の設定は 1 件で、田 2 0 0 m²、計 2 0 0 m²でございます。合計は、9 件で田 5, 1 6 6 m²、畑 1, 9 7 0 m²、総合計は 7, 1 3 6 m²でございます。以上です。

議 長 第 1 号議案農地法第 3 条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1 番、飛鳥町小阪字相ヶ谷 [] 番 []、台帳畑、現況休耕、面積 7 2 2 m²でございます。譲渡人は、有馬町 [] さん。理由は、高齢により耕作困難なためということでございます。譲受人は、飛鳥町小阪 [] さん。所有面積は 1 2 4 a、耕作面積は 7 3 a です。農作業歴は 3 5 年です。通作距離又は時間は、自宅より 1 k m です。世帯員等従事者は 3 人です。理由は、居住地に近く耕作に便利ということで筒栽培をするということでございます。

2 番、飛鳥町野口字関ノ本 [] 番 []、台帳田、現況田、面積 1, 6 3 2 m²でございます。譲渡人は、奈良県橿原市 [] さん。理由は、遠隔地に居住しており耕作困難なためということでございます。譲受人は飛鳥町佐渡 [] さん。所有面積は 1 9 a、耕作面積は 3 7 a です。農作業歴は 4 0 年です。通作距離又は時間は自宅より 0. 3 k m です。世帯員等従事者は、1 人です。理由は、農業規模拡大し水稻栽培をするということでございます。

第 1 号議案の 1 番、2 番については、いずれも申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの第 1 号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の 1 番と 2 番について、飛鳥町お願いいたします。

1 5 番 (栗原委員) 1 5 番、栗原です。

第 1 号議案の第 3 条所有権移転の 1 番について説明させていただきます。譲渡人の [] さんは、高齢であり、また、遠隔地であるため農作業をできないということで、畑を [] さんに譲り渡したいということです。現地調査をしたところ、現場は、竹藪の隣で竹が生えており、また、1 0 余年前のトンネル工事の土砂で畑を埋めております。竹が密集してきて隣へ越境して

きております。筍栽培しかできない状態です。■■■さんは、農機具は全部持っております。

この案件につきましては、何ら問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、2番についてお願いいたします。

16番(杉谷委員) 16番、杉谷です。

第1号議案の2番について説明させていただきます。

譲渡人は、奈良県橿原市にお住いの方ですが、相続した農地については、遠隔地に居住しているため耕作管理できないということで、農地以外の土地も住宅も全てを売却したいということです。

譲受人は、申請地の近くにお住いの自営業で兼業農家の方です。現在、申請地の近くに農地を所有しており、水稻栽培を行っております。今回は、この申請地を譲り受け、農業経営規模を拡大したいということです。

現地は、国道42号から国道309号へ入って2kmほど行ったところの左側で、大又川沿いの基盤整備された田です。

農機具等につきましては、田植機、トラクター、コンバイン、軽トラックなどを所有しており、農業経験も十分あり問題ないと思います。

この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議下さるようお願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第4条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜ります

ようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。
事務局。

事務局 1 番、井戸町字上平 [REDACTED] 番、台帳畑、現況休耕、面積 2 4 2 m² でございます。申請人は、有馬町 [REDACTED] さん。転用の目的、施設の内容等ですが駐車場用地で普通自動車 1 3 台分ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、案内図、土地利用計画図、誓約書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

第 2 号議案の 1 番については、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第 2 号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1 番について井戸町お願いいたします。

7 番 (松田委員) 7 番、松田です。

第 2 号議案の 1 番について説明させていただきます。

1 2 月 2 6 日に現地調査をいたしました。現地は、案内図のとおり [REDACTED] の西隣で住宅を挟み県道七色峡線がすぐ前を通っています。周りには空地もありますが住宅街です。

申請人の [REDACTED] さんは、消防署に勤務していました。大変真面目な方です。

今回 1 3 台分置ける駐車場を設けたいということですが、添付書類もそろっており、調査の結果、地元委員として何ら問題ないと思います。委員の皆様よろしくご審議をお願いいたします。

議長 第 2 号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いいたします。

(な し)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長 (多川委員) 1 番、多川です。

地元委員の言うとおりで、何も言うことはございません。

議 長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第4条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては、原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

次に、第3号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び賃貸借権の設定につきましては、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、有馬町字松原[]番[]、台帳畑、現況休耕、面積194㎡ほか計2筆220㎡でございます。譲渡人は、有馬町[]さん。譲受人は有馬町[]さん。転用の目的・施設の内容等ですが、農機具倉庫及び進入路、普通自動車5台分の駐車場用地ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、案内図、土地利用計画図、誓約書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

2番、金山町字浦ノ川[]番[]、台帳田、現況休耕、面積257㎡でございます。譲渡人は、南牟婁郡御浜町[]さん。譲受人は金山町[]さん。転用の目的・施設の内容等ですが、資材置場及び普通自動車4台分の駐車場用地ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、案内図、土地利用計画図、誓約書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをご覧ください。

3番、五郷町桃崎字見初[]番[]、台帳田、現況休耕、面積491㎡ほか計5筆1,998㎡でございます。譲渡人は、五郷町桃崎[]さん、津市[]さん。譲受人は、和歌山県新宮市[]さん。転用の目的・施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル20基、設置面積1134.48㎡、太陽光設備設置割合56.78%ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、案内図、土地利用計画図、誓約書、経済産業省の太陽光発電設置認定通知書の写し、電力受給契約申込書の写し、[]さん、[]さん、[]さん、[]さん、[]さんの同意書、定款の写し、法人登記事項証明書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されて

おります。

4番、神川町長原字山手[]番[]、台帳畑、現況休耕、面積122㎡ほか計2筆786㎡でございます。譲渡人は、神川町神上[]さん。譲受人は、東京都墨田区[]さん。転用の目的・施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル7基、設置面積436.84㎡。申請地と隣接する[]の宅地254.54㎡と一体利用により太陽光設備設置割合41.98%ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、案内図、土地利用計画図、誓約書、経済産業省の太陽光発電設置認定通知書の写し、電力受給契約申込書の写し、[]さん、[]さんの同意書、事業計画書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

5番、神川町長原字山手[]番[]、台帳田、現況休耕、面積621㎡ほか計3筆1,079㎡でございます。譲渡人は、神川町神上[]さん。譲受人は、東京都墨田区[]さん。転用の目的・施設の内容等ですが、太陽光発電施設用地で、ソーラーパネル9基、設置面積371.64㎡、太陽光設備設置割合34.44%ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、案内図、土地利用計画図、誓約書、経済産業省の太陽光発電設置認定通知書の写し、電力受給契約申込書の写し、理由書、事業計画書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。次のページをお開きください。

農地法第5条の規定による賃貸借権の設定についての1番、紀和町小栗須字向地[]番[]、台帳田、現況休耕、面積893㎡のうち200㎡でございます。貸渡人は、紀和町小栗須[]さん。借受人は、紀和町赤木[]さん。転用の目的・施設の内容等ですが、県発注の道路工事に係る資材置場への一時転用ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、案内図、土地利用計画図、誓約書、土地賃貸借契約書の写し、[]さんの始末書、法人登記事項証明書、公図の写し、土地登記事項証明書が添付されております。

第3号議案の1番、2番、3番、4番、5番及び賃貸借権の設定の1番につきましては、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については地元委員より

お願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第3号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、有馬町お願いいたします。

11番（室谷委員） 11番、室谷です。

第3号議案の1番についてご説明いたします。

場所は、志原川から42号線を熊野の方にかけて200mほど手前のところですが、■■■■■が建っております。その真裏に当たります。周りは、住宅に囲まれておりまして、現況は休耕ということで何も作っておりません。

転用の目的ですが、譲受人の■■■■■さんは、水稻栽培を行っており農機具倉庫、進入路、駐車場普通自動車5台分ということなんですが、2世帯で住んでいるので家族分も含めて5台分確保したいということです。地元委員としましては何ら問題ないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 次に、2番について、金山町お願いいたします。

14番（須崎委員） 14番、須崎です。

第3号議案の2番について説明させていただきます。

転用の目的は、先ほど事務局より説明があったとおりで、譲受人の■■■■■さんは、建設業関係の会社に勤めている方で、自宅の敷地が狭くなってきたので、隣接している■■■■■さんの所有地を譲り受けて、建設資材置場、駐車場にしたいということであります。

現地は案内図にありますように、国道311号沿いの■■■■■から紀和町方面へ約250メートル行ったところを右折し、約200メートル山側へ、入ったところの休耕地になります。

周囲は、住宅と道路と川に囲まれており、農地への影響はないと思います。

この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

議長 次に、3番について、五郷町お願いいたします。

18番（大橋委員） 18番、大橋です。

第3号議案の3番について説明させていただきます。

譲渡人の■■■■■さんは、近隣に住んでおりますけれども高齢のため耕作が不可能だということがございます。■■■■■さんは、年齢的には若いん

ですけれども津の方に在住しておりまして、自ら歯科医を開いておることから耕作は不可能ということでございます。

譲受人は、新宮市にあります[]さんでございます。

転用の目的は、太陽光発電を設置するということでございます。

現地は、五郷町桃崎の[]より奈良県側に少し行った所の国道169号線沿いの一等地ではございますが、お二人とも年数回の草刈りが大変だということで今回の申請に至りました。

[]の説明では、一旦黒土をはいで、そこに石灰等を混ぜて草を生えにくくして管理していくということでございましたが、そういうような措置をしても草が生えてくる場合は、年2回くらい草を刈りたいという説明がございましたので、私どもの経験からしまして、年2回ではとても少ないのもっと回数を増やしてほしいという要望を出しておきました。それでは状況に応じて対応させていただきますという言葉いただきましたので、こちらとしましては、国道の傍ですし、タバコの投棄等による火災等も心配なので十分管理するよにということを申し入れておきました。

ソーラーを設置した場合の前面には住宅がございませんので、迷惑がかかることはないと思いますし、隣接関係者6名の方から同意書もいただいておりますので、地元委員といたしましては何ら問題がないのではないかとこのように判断いたしましたところですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 次に、4番と5番について、神川町お願いいたします。

19番（山口委員） 19番、山口です。

4番、5番について説明させていただきます。

ただいま事務局から説明のあったとおりでございますが、[]さんの畑なんですけども、獣害がひどくて今のところ山になっております。山になるんだったら、太陽光発電ということなので、草も生えないようにきちつとやりますということなので、地元委員としては何ら問題ないと思います。

5番の[]さんも83歳ということで、一昨年から耕作はしておりません。また、ここは5月、6月は水があるんですけど8月以降になりますとほとんど水が来ないような状態でありまして、耕作はおそらくこれから先もできないんじゃないかと思っております。そういうことで、地元委員としては、何

ら問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、賃貸借権の設定の1番について、紀和町お願いいたします。

23番(小瀬委員) 23番、小瀬です。

第5条の賃貸借権の設定について、先ほど事務局から説明がありました
が、述べさせていただきます。

借受人の■■■さんは、赤木で建設業の事務所をもっておりまして、昨年、
県発注の道路工事のために■■■■さんの土地を借りて材料置場にするとい
うことで工事を始めておったわけなんです、初めは農地とは知らずに工事
をやっており、途中から農地であることが分かったということでこの設定に
なりました。添付書類も上がっておりますし、始末書も出されているとい
うことです。

申請地といたしましては、国道311号線を小栗須地内に入ってから高
更橋という橋がございます。その橋を渡って100mほど行った所に申請地
がございます。周りはほとんど休耕地となっておりますし、現地もほとんど
埋め立ててしまっただけで田圃の面影が全くないような状態で、そこを1月一杯
まで借りて工事をするということでございます。この件につきましては、一時
転用でもあり、地元委員としましては何ら問題ないと考えますので審議のほ
どよろしくお願いいたします。

議 長 第3号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題
がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につつま
して、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発
言をお願いいたします。

農地部会長(多川委員) 1番、多川です。

第3号議案の農地転用許可申請の1番と2番ですけれども、26日に見さ
せていただきました。地元委員の言うとおりで周りは住宅で、有馬の方につ
きましては■■■■の裏側ということで、地元委員の言うとおりで何ら問題
ないと思います。

3番の五郷町のソーラー施設でございますけれども、僕も調査に行きまし
て初めて施工主と会いました。施工主によりますと、こういうこともします

ということを言ってくれますので、地元委員の言ったとおりでなかなか良かったと思います。何ら問題ないんじゃないかと思います。

4番につきましては、話によりますと火災のあった後で休耕ということでございます。これにつきましても何ら問題ないんじゃないかと思います。ただ、後の管理等については、十分責任を持ってやっていただきたいということをお私からも行政書士の方をお願いをしておきました。

5番につきましては、地元委員の言ったとおりで高齢であって草刈等でも体も動かないしということなので何ら問題ないんじゃないかと思います。

賃貸借権の設定についてでございますけれども、現地を見させていただきますと、埋立てをして畑というような形ではなくなっております。地元委員の言うとおりの何ら問題はないと思いますけれども、今後あのままの状態でするのであれば、地目変更をした方がよいのではないかと思います。以上です。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第3号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請及び賃貸借権の設定につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第3号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

議長 これをもちまして、本日の総会に附議された議案は、全て議了いたしました。

ほかに何かございませんか。

(なし)

議長 それでは、事務局から連絡事項がございます。事務局。

事務局長 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

本日は、このあと、この会場にて三重県農業会議から講師をお迎えして、振興部会主催による農業委員研修会を開催いたします。

時間は、休憩をはさみまして午後3時45分から開催いたしますのでよろしく願いいたします。

また、研修会終了後は宴会場まで移動していただきまして、懇親会を行いますのでよろしく願いいたします。

次に、次回の現地調査は、2月1日、水曜日、午前8時30分に市役所を出発いたしますので、関係される委員さんにはよろしく願いいたします。

また、次回の第24回総会は、2月10日、金曜日、午前9時30分から、駅前の文化交流センターでの開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

お手元に農山漁村の集いというチラシをお配りさせていただいておりますので、ご覧いただきまして、まずは事務局の方へご連絡いただけたらと思います。事務局からは以上です。

議長 これをもちまして、第23回総会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

(閉会 午後3時35分)